

平成 21 年 5 月 22 日
平成 21 年 7 月 23 日改定
新型インフルエンザ対策本部

「基本的対処方針」等の Q & A

- (問 1) 今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。
- (問 2) 今般の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。
- (問 3) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。
- (問 4) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。
- (問 5) 「基本的対処方針」の「二。」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。
- (問 6) 医療体制は、6 月 19 日の運用指針の改定により、どのように変更されたのか。
- (問 7) 今回の運用指針の改定で、全ての患者に PCR 検査を行わないこととなると、発熱等の症状のある患者は、季節性インフルエンザに罹患しているのか、新型インフルエンザに罹患しているのか区別がつかなくなるが、こうした患者やその家族などは、どのように行動すればよいのか。
- (問 8) 患者や濃厚接触者が活動した地域において、症状のある者は、外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。
- (問 9) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。
- (問 10) この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。
- (問 11) 国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。
- (問 12) 集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。
- (問 13) 米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。
- (問 14) 学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。
- (問 15) 学校・保育施設等の臨時休業は、どのように取り扱われるのか。

- (問 16) 県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。
- (問 17) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。
- (問 18) 保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。
- (問 19) 保育施設等が臨時休業になり、子どもを預かれなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。
- (問 20) 保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業者が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。
- (問 21) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。
- (問 22) 在宅の障害者や高齢者等の支援とは、どのようなものか。
- (問 23) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。
- (問 24) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。
- (問 25) 従業員が新型インフルエンザに感染していることが確認された場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させる必要があるか。
- (問 26) 検疫方法は、6月19日の運用指針の改定により、どのように変更されたのか。
- (問 27) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。